東京保険医協会

「予防接種・子ども医療費助成制度 データ」

2019年10月

■ 2019年度 都内の区市町村における予防接種助成状況

凡例

1．対象者、助成額に関わらず自治体として助成を行っているものを「●」と表記した。その他、特筆すべき箇所は「■」「◎」「○」等も使用している。
2．「麻しん・風しん（未接種者向け）」は、各区市町村によって対象者の要件が異なる（ex. 18歳までの定期未接種者のうち接種歴が1回もしくは0回の者）。
3．2019年7月末時点の状況を調査したものであり、その後に変更や新しい制度が開始するなど内容が変更となっている可能性もある。

【 区部 】

	区市町村	BCG			子どもの里帰り出産		おたふく	ロタ	B型肝炎（任意接種）	インフルエンザ	成人用肺炎球菌（任意接種）	麻しん・風しん（未接種者向け）	
		個別	集団	相互乗入	償還払い（23区外で接種）	他自治体からの里帰り						第１期（1歳児）	第２期（小学校入学前年）
1	千代田区	●	—	● ※１	●	■	●	×	× ※２	●	●	●	●
2	中央区	●	—	● ※１	●	—	●	×	×	×	×	●	●
3	港区	●	—	● ※１	●	—	×	×	×	● ※４	×	●	●
4	新宿区	●	—	● ※１	●	◎	●	×	×※２	●	×	●	●
5	文京区	●	—	● ※１	●	—	●	×	×	● ※３	●	●	●
6	台東区	●	—	● ※１	●	◎	●	×	×	●	×	●	●
7	墨田区	●	—	● ※１	●	●	×	×	× ※２	×	×	●	●
8	江東区	●	—	● ※１	● ※７	●	×	×	× ※２	×	×	●	●
9	品川区	●	—	● ※１	●	—	●	●	× ※２	● ※３	●	●	●
10	目黒区	●	—	● ※１	—	—	●	×	×	×	×	●	●
11	大田区	●	—	● ※１	●	—	×	×	× ※２	×	× ※５	●	●
12	世田谷区	●	—	● ※１＋調布市、三鷹市	●	—	×	×	×	●	×	●	●
13	渋谷区	●	—	● ※１	●	●	●	●	× ※２	●	×	●	●
14	中野区	●	—	● ※１	●	◎	●	●	× ※２	●	×	●	●
15	杉並区	●	—	● ※１	—	●	●	●	×	×	×	●	●
16	豊島区	●	—	● ※１	●	●	●	●	×※２	×	×	●	●
17	北区	●	—	● ※１	● ※７	—	●	×	×	×	×	●	●
18	荒川区	●	—	● ※１	●	—	●	×	× ※２	×	×	●	●
19	板橋区	●	—	● ※１	●	—	● ※８	×	× ※２	×	×	●	●
20	練馬区	●	—	● ※１＋武蔵野市	● ※６	●	●	×	× ※２	×	× ※５	●	●
21	足立区	●	—	● ※１	●	—	×	×	×	×	×	●	●
22	葛飾区	●	—	● ※１	●	—	●	×	× ※２	×	×	●	●
23	江戸川区	●	—	● ※１	● ※７	—	×	×	× ※２	×	×	●	●

※１：2016年4月から、23区内でBCGの相互乗入を開始。これにより、全ての子どもの定期接種は相互乗入が可能に。
※２：区独自に任意接種としての助成制度を行ってきた自治体。
　　終了済み（千代田区、新宿区、墨田区、江東区、品川区、大田区、渋谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、練馬区、葛飾区、江戸川区）
※３：2019年10月から、インフルエンザワクチンの一部助成を開始（文京区、品川区）
※４：2019年11月から、インフルエンザワクチンの一部助成を開始（港区）
※５：成人用肺炎球菌ワクチン（任意接種）の助成は2019年3月末で終了（太田区、練馬区）
※６：2018年10月から里帰り出産等により23区外で接種した「子どもの定期接種」費用の償還払いを開始（練馬区）
※７：2019年4月から里帰り出産等により23区外で接種した「子どもの定期接種」費用の償還払いを開始（江東区、北区、江戸川区）
※８：2019年10月からおたふくかぜワクチンの一部助成を開始（板橋区）

【 多摩 】

	区市町村	BCG			子どもの里帰り出産		おたふく	ロタ	B型肝炎（任意接種）	インフルエンザ	成人用肺炎球菌（任意接種）	麻しん・風しん（未接種者向け）	
		個別	集団	相互乗入	償還払い（域外で接種）	他自治体からの里帰り						第１期（1歳児）	第２期（小学校入学前年）
24	八王子市	●	—	● ※9	●	◆	×	×	● ※10 1年延長	×	●	●	●
25	立川市	●	—	×	●	▼ ※12	×	×	× ※11	×	× ※21	×	×
26	武蔵野市	●	—	● ※17＋練馬区	●	—	●	×	×	×	×	●	●
27	三鷹市	● ※15		● ※16,17,18	●	—	×	×	× ※11	×	×	●	●
28	青梅市	—	●	×	—	▼ ※12	×	×	× ※11	×	×	×	×
29	府中市	●	—	● ※19	●	◆	×	×	× ※11	×	×	●	●
30	昭島市	●	—	×	●	—	×	×	× ※11	●	× ※21	×	×
31	調布市	●	—	● ※18,19＋世田谷区	●	—	●	×	× ※11	×	×	●	●
32	町田市	●	—	● ※9＋相模原市	●	▼ ※12	×	×	× ※11	×	×	●	●
33	小金井市	—	●	×	●	—	● ※13	×	×	×	×	●	×
34	小平市	—	●	×	●	◎	×	×	× ※11	×	×	×	×
35	日野市	—	●	● ※9	●	◎	×	×	× ※11	×	× ※21	●	●
36	東村山市	—	●	×	●	▼ ※12	×	×	×	×	×	×	×
37	国分寺市	●	—	×	●	▼ ※12	×	×	×	●	×	×	×
38	国立市	●	—	×	●	—	×	×	× ※11	×	×	×	×
39	福生市	—	●	×	—	◎	×	×	×	×	×	×	×
40	狛江市	—	●	×	—	●	×	×	×	×	×	×	×
41	東大和市	●	—	×	●	▼ ※12	×	×	● ※10 1年延長	×	× ※21	●	●
42	清瀬市	—	●	×	●	▼ ※12	×	×	× ※11	●	×	×	×
43	東久留米市	—	●	×	●	◆	▲ ※14	×	× ※11	×	×	×	×
44	武蔵村山市	●	—	×	—	●	×	×	× ※11	×	×	×	×
45	多摩市	●	—	● ※9	●	●	×	×	× ※11	×	×	×	×
46	稲城市	● ※20		● ※9	●	—	×	×	×	×	×	×	×
47	羽村市	—	●	×	—	—	×	×	×	×	×	×	×
48	あきる野市	—	●	×	—	◆	×	×	×	×	×	×	×
49	西東京市	—	●	×	—	●	●	×	× ※11	×	× ※21	●	●
50	瑞穂町	—	●	×	—	—	●	×	×	×	●	●	●
51	日の出町	—	●	×	—	—	×	×	×	×	●	×	×
52	檜原村	●	—	×	● ※22	—	●	×	×	●	●	×	×
53	奥多摩町	●	—	×	— ※23	—	×	×	×	●	●	×	×

※９：南多摩保健医療圏5市で、BCGを含めた子どもの定期接種の相互乗入を実施（八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市）
※10：B型肝炎ワクチンの助成制度を2020年3月末まで1年延長（八王子市、東大和市）
※11：この間、独自に任意接種としての助成制度を行ってきた自治体。終了済み。
（立川市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小平市、日野市、国立市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、西東京市）
※12：依頼元の自治体との間で、相互の受け入れに合意している自治体 からの里帰り出産のみ、予防接種の費用を助成。
（立川市、青梅市、町田市、東村山市、国分寺市、東大和市、清瀬市）
※13：2019年10月からおたふくかぜワクチンの一部助成を開始（小金井市）
※14：東久留米市医師会として「おたふくかぜ」の予防接種費用の助成を独自に実施（東久留米市）
※15：2019年4月から市内の協力医療機関での個別接種を開始。集団接種も併用（三鷹市）
※16：2019年4月から世田谷区とBCGの相互乗入開始（三鷹市）
※17：2019年4月から武蔵野市とBCGの相互乗入開始（三鷹市）
※18：2019年4月から調布市とBCGの相互乗入開始（三鷹市）
※19：府中市・調布市の間で、BCGを含めた子どもの定期接種の相互乗入を実施（府中市、調布市）
※20：原則として、稲城市保健センターで実施する「集団接種」による（稲城市）
※21：成人用肺炎球菌ワクチン（任意接種）の助成は2019年3月末で終了（立川市、昭島市、日野市、東大和市、西東京市）
※22：里帰り先で長期に滞在する事情などを考慮のうえ、個々の事例で償還払いを実施（檜原村）
※23：単なる里帰り出産による償還払いは行っていないが、治療等の理由から町内での接種が困難な場合には償還払いを実施（奥多摩町）

2019 年度 ＭＲワクチン未接種者に対する任意助成制度の状況（23 区）

東京保険医協会まとめ（2019 年 9 月 作成）

※任意接種の助成対象年齢のうち、定期接種対象者は除く。2017・2018 年度は以下のような動きがあったが、2019 年度は変更はなかった。

・2017 年度　対象者・補助回数を拡充：足立区（最大２回へ）新設：板橋区（ただし自己負担あり）

・2018 年度　新設：港区　対象者を拡充：中野区

Ａ）１期漏れ、２期漏れ、いずれにも対応し、期間内であれば最大２回まで補助

例えば対象年齢が 2 歳～18 歳の場合、15 歳の時点で 1 度も接種していないことが分かった場合でも 2 回分の費用は助成が受けられる。

「2 歳～18 歳まで」とまとめている自治体と、「2 歳～2 期接種前／小学校 1 年生～18 歳まで」など時期を分けている自治体があるが、全期間通じて 2 回の接種機会を確保する。

2 歳～19 歳	目黒区
2 歳～18 歳	千代田区、新宿区、台東区、墨田区、中野区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、足立区、葛飾区 （年度中１回のみ）中央区、港区、大田区、渋谷区
2 歳～小学 4 年	江東区
本人負担：なし（いずれも無料）	

Ｂ）１期漏れ、２期漏れ、いずれにも対応するが、期間内はそれぞれ１回分の補助

あくまで各期の終了直後をフォローするものであり、小学１年以降に１期接種漏れが発覚した場合は１期漏れ分の助成を受けられない。

①2 歳～2 期対象前、②小学１年～6 年、③中学１年～19 歳	文京区　※
①2 歳～2 期対象前、②小学１年～6 年	杉並区、江戸川区
①2 歳～2 期対象前、②小学１年のみ	世田谷区
本人負担：なし（いずれも無料）	

※ 文京区は２期接種漏れの者については②か③どちらか１回のみ助成。

Ｃ）１期漏れ、２期漏れ、いずれにも対応するが、通算して１回分の補助

対象年齢であればいつ申請しても構わないが、費用は１回分しか出ない。

2 歳～18 歳（全期間通じて１回）	品川区
本人負担：なし（１回のみ）	

Ｄ）条件はＡと同じ、ただし「自己負担」あり

対象者などの条件は「A」と同じだが、利用希望者は自己負担が発生する（区部では唯一）

2 歳～18 歳	板橋区
本人負担：あり（麻しん・風しん混合ワクチン：1,000 円／単体ワクチン：500 円）	

Ｅ）助成制度なし

助成制度なし	なし

以上

2019 年度 ＭＲワクチン未接種者に対する任意助成制度の状況（多摩）

東京保険医協会まとめ（2019 年 9 月 作成）

※任意接種の助成対象年齢のうち、定期接種対象者は除く。2019 年度は変更はなかった。

Ａ） １期漏れ、２期漏れ、いずれにも対応し、期間内であれば最大２回まで補助

例えば対象年齢が 2 歳～18 歳の場合、15 歳の時点で 1 度も接種していないことが分かった場合でも 2 回分の費用は助成が受けられる。

「2 歳～18 歳まで」とまとめている自治体と、「2 歳～2 期接種前／小学校 1 年生～18 歳まで」など時期を分けている自治体があるが、全期間通じて 2 回の接種機会を確保する。

2 歳～18 歳（全額）	武蔵野市、三鷹市、日野市 （年度中 1 回のみ）八王子市、町田市
2 歳～18 歳（一部）	東大和市（1 回につき 5,000 円を還付／ 市民の方が市外で接種を受けた場合も対象） 西東京市（1 回につき自己負担 5,800 円）
2 歳～小学 6 年（全額）	府中市
2 歳～7 歳 6 カ月未満（全額）	調布市

Ｂ） １期漏れ、２期漏れ、いずれにも対応するが、いずれか１回分の補助のみ

2 歳～18 歳（一部）	瑞穂町（5,000 円を助成）

Ｃ） １期漏れのみを対象とする／２期漏れは対応しない

1 期終了～2 期接種期間前の子どもを対象とし、２期漏れは対象にならない。

2 歳～5 歳未満（全額）	小金井市

Ｄ） 助成制度なし

助成制度なし	立川市、青梅市、昭島市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町

以上

大人の風疹抗体検査費用及び予防接種費用調査

2019年度は港区、中野区、江戸川区、町田市、国分寺市で予防接種が無料となった。
また、中央区、文京区、大田区、葛飾区が対象者を拡大した。

東京保険医協会・地域医療部調べ（2019年9月作成）

	抗体検査		予防接種		実施日	備考
	検査対象	検査費用	接種対象	接種費用		
千代田区	独自	無料	独自	無料	以前から	○＋30～50歳代男性　※第5期 定期接種の対象者はそちらが優先。
中央区	○	無料	○	無料	6月1日	「妊婦の同居者」は風しん抗体価の低い妊婦の同居者に限るという条件を撤廃。
港区	独自	無料	独自	無料	4月1日	「妊婦の同居者」は風しん抗体価の低い妊婦の同居者に限る。
新宿区	○	無料	○	自己負担額 MR：5,210円、風疹単独：3,140円	以前から	
文京区	独自	無料	独自	無料	6月1日	○＋30～50歳代男性に対象者を拡大　※第5期 定期接種の対象者はそちらが優先。
台東区	○	無料	○	無料	以前から	
墨田区	○	無料	○	無料		
江東区	独自	無料	独自	無料		妊娠を予定または希望する19歳～49歳までの女性およびその同居者。妊婦の同居者。
品川区	○	無料	○	無料		
目黒区	独自	無料	独自	無料		妊娠を予定又は希望している女性およびその同居者。妊婦の同居者（いずれも19歳～59歳まで）
大田区	○	無料	○	無料	4月1日	19歳以上の妊娠を予定または希望する女性および妊婦の「同居者」まで対象者を拡大。
世田谷区	独自	無料	独自	助成額 MR：5,000円、風疹単独：3,000円	以前から	「妊婦の同居者」は風しん抗体価の低い妊婦の同居者に限る。
渋谷区	○	無料	○	無料		
中野区	独自	無料	独自	無料	4月1日	○＋30～50歳代男性。2019年度から予防接種も無料化。 ※第5期 定期接種の対象者はそちらが優先。
杉並区	独自	無料	独自	19歳以上49歳までの妊娠希望女性：全額助成 同居者：自己負担　MR：5,000円、風疹単独：3,000円	以前から	19歳～49歳までの妊娠を希望する女性および19歳以上の同居者。19歳以上で抗体価の低い妊婦の同居者。
豊島区	独自	無料	独自	無料		妊娠を希望する女性およびそのパートナーまたは同居者。妊婦のパートナーまたは同居者（いずれも19歳～69歳まで）
北区	独自	無料	独自	無料		昭和37年（1962年）4月2日から平成12年（2000年）4月1日生まれの方。
荒川区	独自	無料	独自	無料		「妊婦の同居者」は風しん抗体価の低い妊婦の同居者に限る。
板橋区	独自	無料	独自	無料		【抗体検査】19歳～49歳の妊娠を希望する女性。妊婦の同居者。「妊婦」または「19歳～49歳の妊娠を希望する女性」のパートナー（19歳以上）【予防接種】抗体検査の結果、低抗体価の者。
練馬区	○	無料	○	無料		
足立区	独自	無料	独自	自己負担 MR：5,000円、風疹単独：3,000円		検査対象は19歳以上の男女。接種対象は19歳以上の低抗体価の方。 ※第5期 定期接種の対象者はそちらが優先。
葛飾区	独自	無料	独自	助成額　MR：5,000円、風疹単独：3,000円	4月1日	検査対象は19歳以上の男女に拡大。接種対象は19歳以上の低抗体価の方に拡大。 ※第5期 定期接種の対象者はそちらが優先。
江戸川区	独自	無料	独自	無料		同居者は平成2年（1990年）4月2日以前に生まれた方。2019年度から予防接種も無料化。

八王子市	○	無料	○	無料	以前から	
立川市	○	無料	○	自己負担 MR：5,000円、風疹単独：3,500円		
武蔵野市	○	無料	○	自己負担額：4,000円		
三鷹市	○	無料	○	自己負担 MR：5,000円、風疹単独：1,745円		
青梅市	○	無料	○	助成額 MR：5,000円、風疹単独：3,000円		
府中市	○	無料	○	自己負担 MR：5,000円、風疹単独：3,000円		
昭島市	○	無料	○	無料		
調布市	○	無料	○	自己負担 MR：4,000円、風疹単独：3,000円		
町田市	○	無料	○	無料	4月1日	2019年度から予防接種も無料化。
小金井市	○	無料	○	自己負担 MR：5,000円、風疹単独：3,000円	以前から	
小平市	○	無料	○	自己負担 MR：5,000円、風疹単独：3,000円		
日野市	○	無料	○	無料		
東村山市	○	無料	○	自己負担 MR：1,010円、風疹単独：660円		標準的な接種費用の約9割を助成。
国分寺市	○	無料	○	無料	4月1日	2019年度から予防接種も無料化（2019年2月～3月実施分は償還払い）。
国立市	○	無料	○	自己負担 MR：4,000円、風疹単独：3,000円	以前から	
福生市	○	無料	○	助成額 MR：5,000円、風疹単独：3,000円		
狛江市	○	無料	○	自己負担 MR：4,000円、風疹単独：3,000円		※「○」は都基準に準ずる。都基準の対象は以下の通り。 ・風しん抗体検査 都内に住所を有する19歳以上で、以下に該当し、風しん抗体検査を希望する者 （1） 妊娠を予定又は希望している女性 （2） 妊婦の同居者 （3） （1）の同居者 ※ 国が行う緊急風しん抗体検査等事業の対象者等を除く。 ・予防接種対象 19歳以上で、以下のいずれかに該当する者 （1） 妊娠を予定又は希望している女性 （2） 妊婦の同居者 （3） （1）の同居者 ただし、検査で接種が必要と認められる者に限る。 （風しん第5期定期予防接種の対象者はそちらが優先）
東大和市	○	無料	○	無料		
清瀬市	○	無料	○	自己負担　1,000円		
東久留米市	○	無料	○	自己負担 MR：1,300円、風疹単独：750円		
武蔵村山市	○	無料	○	妊娠を予定または希望する女性：全額助成 同居者：自己負担　MR：4,500円、風疹単独：3,000円		
多摩市	○	無料	○	無料		
稲城市	○	無料	○	自己負担 MR：4,000円、風疹単独：3,000円		
羽村市	○	無料	○	助成額 MR：5,000円、風疹単独：3,000円		
あきる野市	○	無料	○	助成額 MR：5,000円、風疹単独：3,000円		
西東京市	○	無料	○	自己負担 MR：5,800円、風疹単独：4,000円		
瑞穂町	○	無料	○	助成額 MR：5,000円、風疹単独：3,000円		
日の出町	○	無料	○	無料		
檜原村	○	無料	○	無料		
奥多摩町	○	無料	○	無料		

2018年度　区市町村別 MRワクチン接種率・未接種者数（第１期・第２期）

【 第１期 】

	接種率（%）		対象児（人）	未接種者（人）
1	奥多摩町	115.0	20	0
2	檜原村	112.5	8	0
3	中央区	108.4	1,875	0
4	大田区	103.2	5,593	0
5	品川区	102.5	3,604	0
6	国立市	101.6	556	0
	清瀬市		515	0
8	荒川区	101.4	1,770	0
9	武蔵村山市	101.3	541	0
10	豊島区	100.9	2,031	0
11	目黒区	100.6	2,340	0
12	府中市	100.5	2,216	0
13	江戸川区	100.1	5,979	0
14	墨田区	99.9	2,387	3
	日野市		1,418	1
16	三鷹市	99.8	1,517	3
17	立川市	99.7	1,440	5
18	台東区	99.4	1,481	9
19	杉並区	99.2	4,461	36
21	青梅市	99.1	789	7
	日の出町		115	1
22	北区	98.9	2,872	32
23	稲城市	98.8	808	10
24	新宿区	98.7	2,604	35
	渋谷区		1,941	27
26	板橋区	98.5	4,404	65
全国		98.5	—	—
27	練馬区	98.4	5,949	94
28	葛飾区	98.3	3,626	62
29	調布市	98.2	2,133	2,095
東京都		97.8	110,919	2,468
30	東村山市	97.6	1,087	26
31	八王子市	97.3	3,598	96
	町田市		2,902	79
33	文京区	97.1	2,023	58
34	国分寺市	96.9	1,027	32
35	江東区	96.6	4,870	167
36	多摩市	96.1	1,059	41
	西東京市		1,560	
38	足立区	96.0	5,163	
39	小金井市	95.3	1,106	
40	港区	94.2	3,009	
41	東久留米市	93.9	895	55
42	東大和市	93.7	747	47
43	瑞穂町	93.1	203	14
44	昭島市	92.7	905	66
45	世田谷区	92.4	7,346	561
46	武蔵野市	92.2	1,211	95
47	狛江市	92.1	749	59
48	福生市	91.5	389	33
49	小平市	90.7	1,723	161
50	中野区	88.9	2,439	270
51	あきる野市	88.4	620	72
52	千代田区	88.3	695	81
53	羽村市	80.0	411	51

【 第２期 】

	接種率（%）		対象児（人）	未接種者（人）
1	奥多摩町	103.1	32	0
2	中央区	99.3	1,481	11
3	目黒区	99.0	2,000	21
	小金井市		944	9
5	日野市	96.9	1,548	48
	国分寺市		976	30
7	文京区	96.8	1,835	59
8	千代田区	96.7	579	19
	東大和市		778	26
10	東村山市	96.5	1,160	41
11	国立市	96.3	570	21
12	練馬区	96.0	5,793	233
13	立川市	95.7	1,472	64
14	羽村市	95.3	427	20
15	荒川区	95.2	1,614	77
	多摩市		1,110	53
17	三鷹市	95.1	1,552	76
	町田市		3,501	171
19	杉並区	93.1	3,891	193
20	江戸川区	94.9	6,127	313
	狛江市		647	33
全国		94.6	—	—
22	板橋区	94.4	4,259	237
23	八王子市	94.3	4,379	250
24	墨田区	94.1	1,923	114
	北区		2,407	144
	東久留米市		970	57
27	調布市	93.9	1,957	120
28	葛飾区	93.8	3,590	224
	府中市		2,373	146
	武蔵村山市		608	38
31	江東区	93.7	4,698	294
東京都		93.5	107,091	7,019
32	昭島市	93.3	1,011	68
33	大田区	93.1	5,244	363
34	瑞穂町	93.0	273	19
35	清瀬市	92.7	589	43
36	あきる野市	92.6	647	48
		92.4	1,627	123
		92.2	873	68
		92.0	1,909	153
			1,731	138
41	品川区	91.7	3,122	260
42	福生市	91.4	372	32
43	台東区	91.0	1,240	112
44	青梅市	90.6	961	90
	日の出町		171	16
46	世田谷区	90.4	7,228	695
	小平市		1,810	174
48	足立区	90.3	5,439	529
49	新宿区	89.7	2,117	217
50	渋谷区	86.7	1,607	213
51	港区	86.6	2,524	339
52	武蔵野市	86.5	1,176	159
53	檜原村	85.7	13	4

Ⅱ期の接種率
９５%以上が目標

※ 2018年4月1日～2019年3月31日分（最終評価）
※ 厚生労働省「麻しん風しんワクチン接種率全国集計結果（最終評価）」（2019年8月21日発表）から協会作成。島嶼部の人数は除く。
※ 各接種率は、小数点第二位以下を四捨五入（MRワクチン接種者数 ／ 麻しん風しんワクチン接種対象者数）

■ 2019 年度 都内区市町村における「BCG」の相互乗入状況

子どもの定期接種のうち、「BCG」については 2012 年度から「調布市 ⇔ 府中市」間で、2015 年度からは「南多摩 5 市」の域内で、さらに 2016 年度からは「23 区」の域内で相互乗入が始まっている。2018 年度から「世田谷区 ⇔ 調布市」間、「練馬区 ⇔ 武蔵野市」間、2019 年度からは「三鷹市 ⇔ 世田谷区、武蔵野市、調布市」で区部と多摩部をまたいだ相互乗入が開始したほか、2018 年度から町田市と神奈川県相模原市との間で都県をまたいだ相互乗入が開始された。

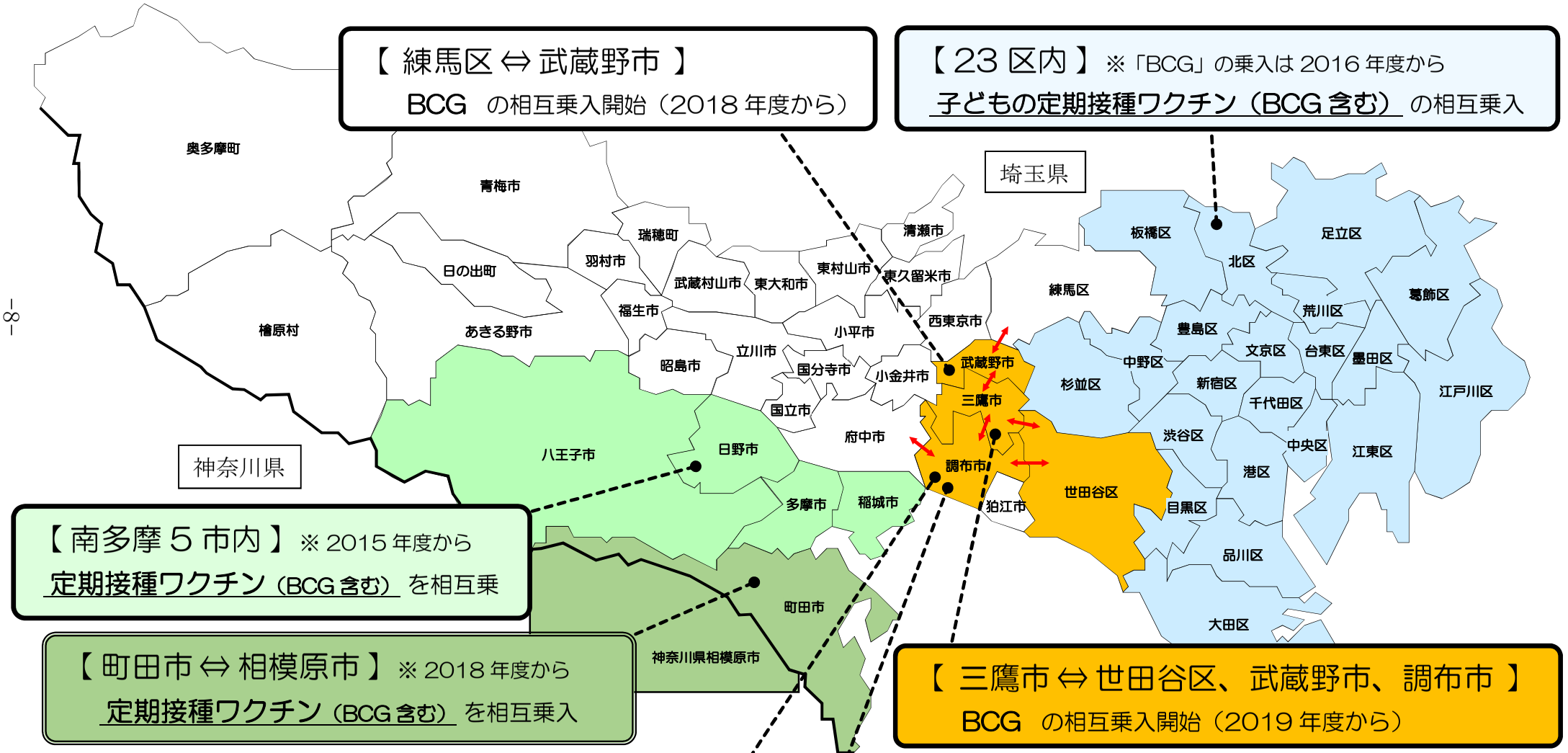

■ 2019 年度 都内区市町村における「子どもの予防接種」の主な乗入状況

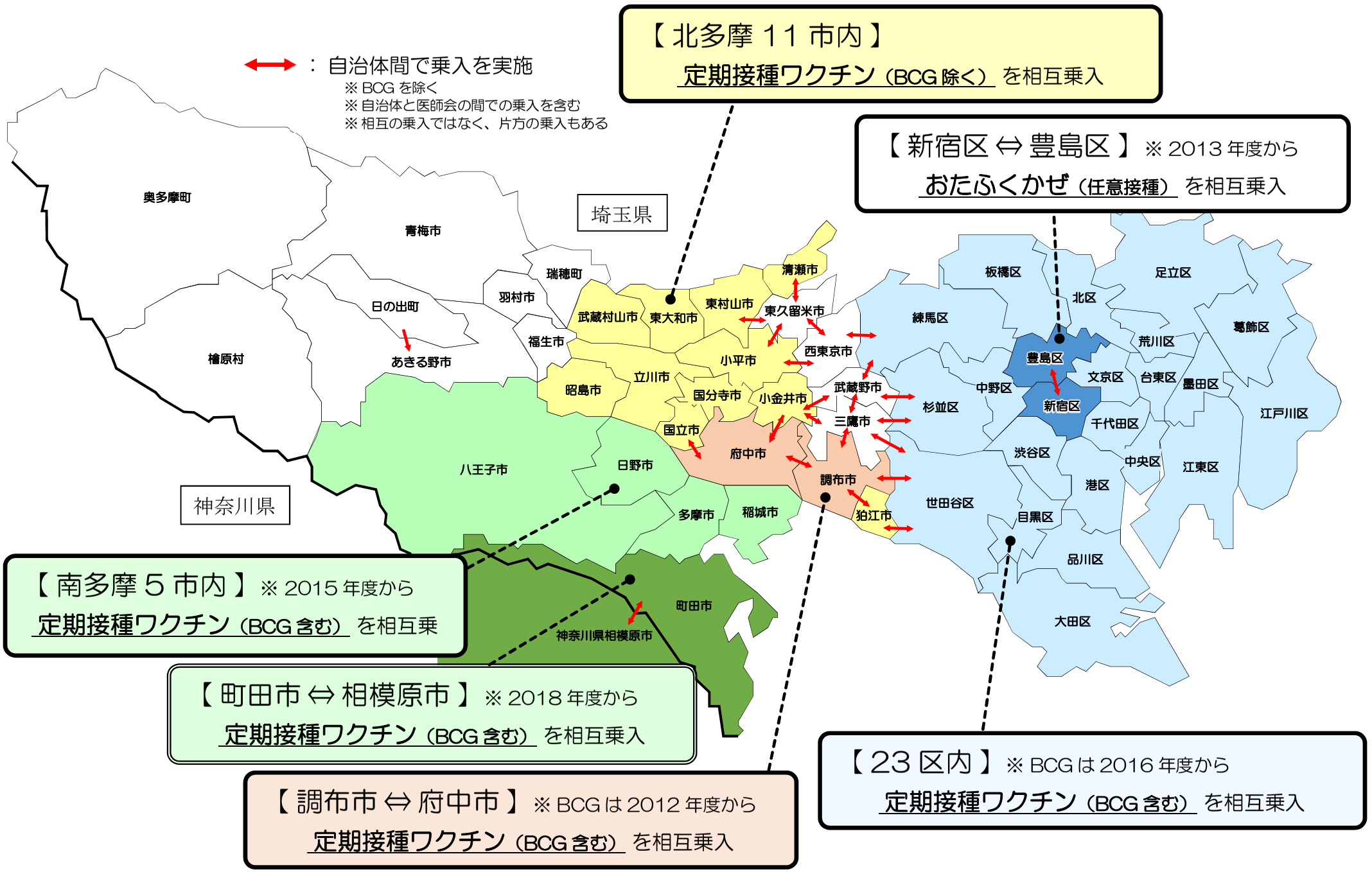

（補足）2019 年度 都内の区市町村における予防接種助成状況

■ 里帰り出産等による予防接種費用の償還払い

協会が実施した 2019 年度調査によって、新たに江東区、北区、練馬区、江戸川区で「保護者の里帰り出産」への配慮として、居住地以外の里帰り先で接種した子どもの定期接種ワクチンの接種費用の償還払いを開始したことが明らかになるなど、昨年に引き続き、各自治体での取り組みが拡大した。これにより都内では計 41 自治体に制度導入が広がっている。

区　部：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、**江東区**、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、**北区**、荒川区、板橋区、**練馬区**、足立区、葛飾区、**江戸川区**　　計 21 区

多摩部：八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、檜原村　　計 20 市町村

注）接種前に事前の手続き（依頼状申請など）が必要
注）「子どもの定期接種」だけでなく、一部の自治体では「高齢者インフルエンザ」や「成人用肺炎球菌」についても償還払いに応じている自治体もある
注）里帰り先で長期に滞在する事情などを考慮のうえ、個々の事例で判断する自治体もある

■ 他自治体からの里帰り出産等への対応（予防接種費用）

他自治体に住所地がある女性が、両親の実家が東京都内にある等の理由から、都内に里帰りして出産、さらに子どもの定期接種も希望する場合の対応について、以下に大別した。

個々の自治体で方針が異なるものの、受け入れが叶った場合には都内の子どもと同様に、全額公費負担（保護者の負担なし）により接種が受けられる。

なお、北区、江戸川区は「里帰り出産等による予防接種費用の償還払い」の開始と同時に、その他にも国立市が「他自治体からの里帰り出産等への対応」を廃止した。

区　部：千代田区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区　計 10 区

多摩部：八王子市、立川市、青梅市、府中市、町田市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、あきる野市、西東京市　　計 18 市

＜ 主な受け入れ方針の例 ＞

- ▼ 元区民であり、現に区内に祖父母など家族の住民票があって、依頼元の自治体で償還払い制度がない場合は受け入れ（1 区）
- ▼ 依頼元の自治体で「償還払い制度がない」場合には受け入れ（6 区、4 市）
- ▼ 依頼元の自治体で「償還払い制度の有無」に関わらず受け入れ（3 区、3 市）
- ▼ 依頼元の自治体との間で、相互の受入に合意している自治体からのみ受け入れ（7 市）
- ▼ 依頼元の自治体で「償還払い制度がない」場合で、かつ長期に都内に滞在しなければならない事情を個々の事例で判断（4 市）

注）接種前に、居住地の自治体等での事前手続き（依頼状申請など）が必要
注）上記のほか、個々の事例により受け入れ可否の対応が異なる場合もある

図表 2019 年度 里帰り出産における「償還払い」「他自治体からの受け入れ」の概要

	償還払い (23 区外で接種)	他自治体からの里帰り
千代田区	●	■ ※1
中央区	●	—
港区	●	—
新宿区	●	◎ ※3
文京区	●	—
台東区	●	◎ ※3
墨田区	●	● ※2
江東区	● ※8	● ※2
品川区	●	—
目黒区	—	—
大田区	●	—
世田谷区	●	—
渋谷区	●	● ※2
中野区	●	◎ ※3
杉並区	—	● ※2
豊島区	●	● ※2
北区	● ※8	— ※10
荒川区	●	—
板橋区	●	—
練馬区	● ※9	● ※2
足立区	●	—
葛飾区	●	—
江戸川区	● ※8	— ※10

	償還払い (域外接種)	他自治体からの里帰り
八王子市	●	◆ ※5
立川市	●	▼ ※4
武蔵野市	●	—
三鷹市	●	—
青梅市	—	▼ ※4
府中市	●	◆ ※5
昭島市	●	—
調布市	●	—
町田市	●	▼ ※4
小金井市	●	—
小平市	●	◎ ※3
日野市	●	◎ ※3
東村山市	●	▼ ※4
国分寺市	●	▼ ※4
国立市	●	— ※10
福生市	—	◎ ※3
狛江市	—	● ※2
東大和市	●	▼ ※4
清瀬市	●	▼ ※4
東久留米市	●	◆ ※5
武蔵村山市	—	● ※2
多摩市	●	● ※2
稲城市	●	—
羽村市	—	—
あきる野市	—	◆ ※5
西東京市	—	● ※2
瑞穂町	—	—
日の出町	—	—
檜原村	● ※6	—
奥多摩町	— ※7	—

※1：元区民であり、現に区内に祖父母など家族の住民票があって、依頼元の自治体で償還払い制度がない場合は、定期接種のワクチンは区内の子どもと同様に助成（千代田区）。

※2：依頼元の自治体で**償還払い制度がない場合**は、定期接種のワクチンは区市内の子どもと同様に助成（墨田区、江東区、渋谷区、杉並区、豊島区、練馬区、狛江市、武蔵村山市、多摩市、西東京市）。

※3：依頼元の自治体で**償還払い制度の有無に関わらず**、定期接種のワクチンについては区市内の子どもと同様に助成（新宿区、台東区、中野区、小平市、日野市、福生市）。

※4：依頼元の自治体との間で、**相互の受け入れに合意している自治体**からの里帰り出産のみ、予防接種の費用を助成（立川市、青梅市、町田市、東村山市、国分寺市、東大和市、清瀬市）。

※5：依頼元の自治体で**償還払い制度がない場合で、かつ市内に長期に滞在しなければならない事情**等を勘案のうえ個々の事例で助成を判断（八王子市、府中市、東久留米市、あきる野市）。

※6：里帰り先で長期に滞在する事情などを考慮のうえ、個々の事例で償還払いを実施（檜原村）。

※7：里帰り出産による償還払いは行っていないが、**治療等の理由から町内での接種が困難な場合**は償還払いを実施（奥多摩町）。

※8：2019 年４月から里帰り出産等により 23 区外で接種した「子どもの定期接種」費用の償還払いを開始（江東区、北区、江戸川区）。

※9：2018 年 10 月から里帰り出産等により 23 区外で接種した「子どもの定期接種」費用の償還払いを開始（練馬区）

※10：2018 年度で他自治体からの里帰り出産等における予防接種への費用助成を廃止（北区、江戸川区、国立市）

■「おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）」

昨年度は、台東区、目黒区、武蔵野市、調布市、檜原村が新たに助成を開始した。2019 年度は、板橋区、小金井市が新たに助成を開始するなど、都内 23 自治体で任意接種への助成制度がある。

		対象者（児）	助成金額	助成回数
1	千代田区	1 歳～就学前年度の 3 月 31 日まで	全額助成	1 回
2	中央区	満 1 歳～小学校就学前年度（1 回目） 小学校就学前年度（2 回目）	4,000 円助成／回	2 回
3	新宿区	1 歳～小学校就学前 （6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）	自己負担 3,000 円 (※1)	1 回
4	文京区	満 12 か月～小学校就学前の 3 月 31 日まで	3,000 円助成	1 回
5	台東区	1 歳～小学校就学前	3,500 円助成	1 回
6	品川区	1 歳～小学校就学前 (※4)	3,000 円助成	2 回 (※4)
7	目黒区	1 歳～4 歳未満	3,000 円助成 (※3)	1 回
8	渋谷区	1 歳～4 歳未満	全額助成	1 回
9	中野区	1 歳～小学校就学前	4,000 円助成	2 回
10	杉並区	1 歳～小学校就学前	4,000 円助成	1 回
11	豊島区	1 歳～3 歳に至るまで （3 歳の誕生日の前日まで）	全額助成	1 回
12	北区	1 歳～小学校就学前	上限 3,500 円助成	1 回
13	荒川区	1 歳～小学校に就学する年の 3 月 31 日まで	3,500 円助成	1 回
14	板橋区	1 歳～2 歳未満	3,000 円助成 (※5)	1 回
15	練馬区	1 歳～3 歳未満（3 歳の誕生日の前日まで）	3,000 円助成 (※3)	1 回
16	葛飾区	1 歳～2 歳に至るまで	全額助成 (※6)	1 回
17	武蔵野市	1 歳～小学校就学前	自己負担 2,500 円	1 回
18	調布市	1 歳～2 歳未満	3,480 円助成 （自己負担額 3,000 円）	1 回
19	小金井市	1 歳～2 歳未満	3,500 円を自己負担 (※5)	1 回
20	東久留米市医師会	1 歳～2 歳に至るまで （2 歳の誕生日の前日まで） (※2)	自己負担 2,000 円	1 回
21	西東京市	接種時に 1 歳（2 歳の誕生日の前日まで）	自己負担 3,100 円 (※3)	1 回
22	瑞穂町	1～5 歳	3,000 円助成	1 回
23	檜原村	1～7 歳	全額助成	1 回

※1：生活保護受給世帯の子どもは別途申請により自己負担免除（新宿区）
※2：対象者は、東久留米市に住民登録があり、これまでおたふくかぜに罹患したことがなく、かつ過去に 1 回もおたふくかぜ予防接種を受けたことがない児（東久留米市医師会）
※3：生活保護受給世帯、中国残留邦人等の給付世帯の子どもは無料（目黒区、練馬区、西東京市）
※4：「4 歳未満」から「小学校就学前」まで対象を拡大、回数も「2 回まで」に拡充（品川区）
※5：2019 年 10 月 1 日から開始予定（板橋区、小金井市）
※6：2019 年 4 月 1 日から全額を助成（葛飾区）
※ 東京都では 2007 年度から、区市町村が独自に任意接種の助成を行う場合に、「1 歳から就学時前までの児」を対象に経費の 1／2 を補助している

■「ロタウイルス」

渋谷区、杉並区に続き、2016 年 4 月から中野区、7 月から品川区で任意接種の助成を導入している。2018 年 4 月からは豊島区が助成を開始した。これにより都内では計 5 自治体が助成を行っている。

		対象者（児）	助成金額	助成回数
1	渋谷区 （2012. 4～）	【ロタリックス】 生後 6 週～24 週 0 日	8,500 円助成／回 (※1)	2 回
		【ロタテック】 生後 6 週～32 週 0 日		2 回 (※2)
2	杉並区 （2015. 4～）	【ロタリックス】 生後 6 週～24 週	6,000 円助成／回	2 回
		【ロタテック】 生後 6 週～32 週	4,000 円助成／回	3 回
3	中野区 （2016. 4～）	【ロタリックス】 生後 6 週～24 週まで (※3)	6,000 円助成／回	1 回
		【ロタテック】 生後 6 週～32 週まで (※3)		
4	品川区 （2016. 7～）	【ロタリックス】 生後 6 週～24 週 0 日まで	7,000 円助成／回	2 回
		【ロタテック】 生後 6 週～32 週 0 日まで		2 回 (※2)
5	豊島区 （2018. 4～）	【ロタリックス】 生後 6 週～24 週 0 日まで	6,000 円助成／回	2 回
		【ロタテック】 生後 6 週～32 週 0 日まで	4,000 円助成／回	3 回

※1：2015 年度から、助成額を「7,500 円／回」から「8,500 円／回」に拡充している（渋谷区）
※2：「ロタテック」（5 価ワクチン）の接種回数は 3 回であるが、助成は 2 回分まで（渋谷区、品川区）
※3：2016 年 4 月 1 日以降に生まれた児で中野区在住の子どもが対象（東日本大震災に伴う被災児を含む）（中野区）
※ 東京都では 2012 年度から、区市町村が独自に任意接種の助成を行う場合の経費の 1／2 を補助している

■（任意接種）「B 型肝炎ワクチン」

2019 年度は下記の 2 自治体で実施されている。
下表は **2019 年 7 月末時点** で集計し、対象児や助成額などは各自治体によって異なる。

		助成制度の概要	助成金額	助成回数
1	**八王子市** （2016.10～2020.3）	**経過措置・定期接種の対象者** （接種日時点で 1～3 歳未満）	全額助成	3 回のうち 未完了分
2	**東大和市** （2017.4～2020.3）	**定期接種の対象者** （生後２ヵ月～１歳未満）	償還払い （上限 5,000 円/回）	3 回のうち 未完了分
		経過措置 （2014 年 4 月～2015 年 3 月末までに生まれた児）	1 回につき 1,000 円	3 回のうち 未完了分

※ 経過措置（定期接種以前に生まれた児、やむを得ず 1 歳を超えてしまった児などへの助成）は、すでに自費等で接種している回数分を除いて最大 3 回分を助成するもの。

■ 日本脳炎の定期接種対象者への勧奨状況（特例対象者を除く）

国は、標準的な接種期間として「初回接種は 3 歳に達した時から 4 歳に達するまで」としているが、一方で**「生後６か月」**からの接種が可能な、生後 1 か月後や 2 か月後に予診票の送付等を行っている自治体も見られた。

	「予診票」の発送時期 （特例対象者を除く）		生後６カ月からの接種勧奨
	第 1 期	**第 2 期**	
千代田区	初回：3 歳になる月末 追加：4 歳になる月末	9 歳になる月末	×
中央区	初回：3 歳 ／ 追加：4 歳	9 歳	×
港区	初回：3 歳になる月の前月末 追加：4 歳になる月の前月末	9 歳になる月の前月末	×
新宿区	3 歳到達月の下旬	9 歳到達月の下旬	×
文京区	**生後 1 か月半ごろ**	9 歳	×
台東区	初回：3 歳になる月 追加：4 歳になる月	9 歳になる月	×
墨田区	3 歳に達する月の前月下旬	9 歳に達する月の前月下旬	×
江東区	初回：2 歳 11 か月 追加：4 歳	9 歳 ※2	×
品川区	初回：3 歳 ／ 追加：4 歳	9 歳	×
目黒区	3 歳	9 歳	×
大田区	**生後 2 か月になるまで**	小学校 4 年生	×
世田谷区	初回：2 歳 11 か月の月末 追加：3 歳 11 か月の月末	8 歳 11 か月になる月末	×
渋谷区	3 歳の誕生月の前月末	9 歳の誕生月の前月末	×
中野区	**生後 2 か月ごろ**	9 歳の誕生月の月末	×
杉並区	**生後 3 か月になるまで**	9 歳の誕生月の前月末	×
豊島区	2 歳 11 か月	9 歳 1 か月	×
北区	3 歳	9 歳	×
荒川区	3 歳の誕生月	9 歳の誕生月	×
板橋区	2 歳 11 か月	8 歳 11 か月	×
練馬区	3 歳の誕生月	9 歳の誕生月	×
足立区	3 歳の誕生月の翌月	9 歳の誕生月の翌月	×
葛飾区	3 歳	9 歳	× ※3
江戸川区	初回：3 歳 ／ 追加：4 歳	9 歳	×

	「予診票」の発送時期 （特例対象者を除く）		生後６カ月からの接種勧奨
	第１期	**第２期**	
八王子市	**― (※1)**	**― (※1)**	×
立川市	**生後１か月すぎ**	9 歳の誕生月	×
武蔵野市	3 歳になる月末	9 歳になる月末	×
三鷹市	初回：3 歳 ／ 追加：4 歳	9 歳	×
青梅市	初回：3 歳 ／ 追加：4 歳	9 歳 ※2	×
府中市	3 歳の誕生月の前月	9 歳の誕生月の前月	×
昭島市	**生後２か月になるまで**	**― (※1)**	×
調布市	初回：3 歳になる月 追加：4 歳になる月	9 歳になる月	×
町田市	**― (※1)**	**― (※1)**	× ※4
小金井市	**生後２か月頃**	小学校 4 年生の 4 月下旬	×
小平市	3 歳	9 歳	× ※5
日野市	**― (※1)**	**― (※1)**	×
東村山市	3 歳	9 歳	×
国分寺市	**出生の翌月下旬**	9 歳の誕生月	×
国立市	3 歳になる誕生月の前月	9 歳になる誕生月の前月 ／ 18 歳頃	×
福生市	初回：3 歳 ／ 追加：4 歳	9 歳	×
狛江市	3 歳になる誕生月の前月	9 歳	×
東大和市	3 歳になる前月末	9 歳になる前月末	×
清瀬市	3 歳の誕生月	9 歳の誕生月	×
東久留米市	3 歳の誕生月の前月末	9 歳の誕生月の翌月初	×
武蔵村山市	3 歳になる前月末	9 歳になる前月末	×
多摩市	初回：3 歳になる月 追加：4 歳になる前月	9 歳になる前月	×
稲城市	初回：3 歳になる前 追加：4 歳になる前	9 歳になる月	×
羽村市	3 歳になる月	9 歳になる月	×
あきる野市	**出生時**	9 歳の誕生月	×
西東京市	3 歳の誕生月の月末	9 歳の誕生月の月末	×
瑞穂町	3 歳になる前月末	9 歳になる前月末	×
日の出町	**出生の翌月**	10 歳になる年度の 7 月	×
檜原村	**新生児訪問時**	**新生児訪問時**	×
奥多摩町	3 歳になった翌月	9 歳になった翌月	×

※1：予診票は医療機関に備え付けで置いてあるものを利用するので、送付しない（八王子市、昭島市、町田市、日野市）
※2：2 期は 9 歳児に加え、2019 年度に 18 歳になる特例対象者で未接種者にも発送（江東区、青梅市）
※3：ただし、申し込みがあれば発送する（葛飾区）
※4：ただし、日本脳炎の発生地に滞在、転居する場合は、生後 6 か月から接種できる旨を個別通知に記載（町田市）
※5：希望者へは個別対応可能（小平市）
注：「生後 6 か月～3 歳未満」欄の予診票の入手方法について、「窓口来庁」としている自治体であっても、個別にやむを得ない事情等を勘案のうえ、郵送で書類をやり取りのうえ予診票を交付している場合もある。

■「季節性インフルエンザ」の助成

2019 年度から港区、文京区、品川区が助成を開始するほか、檜原村が助成対象を「中学校 3 年生まで」から「高校 3 年生まで」に拡充する。

		対象者（児）	助成金額	助成回数
1	千代田区	生後 6 か月～12 歳	全額助成	2 回／年
		13 歳～18 歳（高校 3 年生相当）		1 回／年
2	港区 ※2	生後 6 か月～12 歳	3,000 円助成／回	2 回／年
		13 歳～15 歳（中学 3 年生）		1 回／年
3	新宿区	13 歳未満	自己負担 1,700 円／回（生活保護受給世帯等は無料）	2 回／年
		13 歳～65 歳未満の生保受給世帯等	全額助成	1 回／年
4	文京区 ※1	生後 6 か月～12 歳	2,000 円助成／回	2 回／年
		13 歳～15 歳未満		1 回／年
5	台東区	生後 6 か月～13 歳未満	2,300 円助成／回	2 回／年
		13 歳～15 歳（中学 3 年生）		1 回／年
6	品川区 ※1	小学生	1,000 円助成／回	2 回／年
		中学生（12 歳以下は 2 回まで助成）		1 回／年
7	世田谷区	1 歳～12 歳	1,000 円助成／回	2 回／年
		13 歳～15 歳（中学 3 年生）		1 回／年
8	渋谷区	1 歳～12 歳	全額助成	2 回／年
		13 歳～15 歳（中学 3 年生）		1 回／年
9	中野区	生後 6 か月～小学校就学前	1,000 円助成／回	2 回／年
10	昭島市	13 歳未満	自己負担 1,500 円／回（生活保護受給世帯等は無料）	2 回／年
		13 歳～18 歳以下（高校 3 年生相当）		1 回／年
11	国分寺市	生後 6 か月～小学校 3 年生	1,000 円助成／回	2 回／年
12	清瀬市	生後 6 か月～13 歳未満 (※3)	2,000 円助成／回	2 回／年
		13 歳～中学 3 年生相当まで (※3)		1 回／年
13	檜原村	乳幼児～高校生（18 歳まで）	全額助成	(※4)
		生活保護受給世帯の方（年齢に関わらず）		
		「上記」および「高齢者インフルエンザ（定期接種）」の対象者以外の村民	自己負担 2,700 円／回	1 回／年
14	奥多摩町	生後 6 か月～19 歳未満（高校 3 年生相当）	2,000 円助成／回 (※5)	1 回／年

※1：2019 年 10 月から実施予定（文京区、品川区）
※2：2019 年 11 月から実施予定（港区）
※3：以前は「第 3 子以降の子ども」を対象としていたが、2015 年度からは「第 2 子以降」に拡充（清瀬市）
※4：助成回数は年齢により異なる。例えば、3～13 歳未満の児については 2 回接種が必要なので 2 回分を全額助成（檜原村）
※5：事前に申請のうえ接種した場合に限り、後日に 2,000 円を償還払い（奥多摩町）

■（任意接種）「成人用肺炎球菌ワクチン」の助成

2014 年 10 月から定期接種となった「成人用肺炎球菌」について、大田区、練馬区、立川市、昭島市、日野市、東大和市、西東京市が 2019 年 3 月 31 日で助成を終了したものの、都内 8 自治体で独自に任意接種として助成を継続している。

		対象者	助成金額 （任意接種）	助成の 利用回数	償還払い （事前申請）
1	千代田区	65 歳以上の方 （昭和 29 年 4 月 1 日以前に生まれた方）	自己負担 4,000 円 (※1)	2 回 (※2)	×
2	文京区	平成 31 年度に満 75 歳以上となる方	自己負担 4,000 円 (※1)	1 回 (※4)	×
3	品川区	65 歳以上の方	自己負担 4,000 円 (※1)	1 回 (※3、5)	×
	大田区	任意予防接種は平成 30 年度（平成 31 年 3 月 31 日まで）をもって、終了			
	練馬区	任意予防接種は平成 30 年度（平成 31 年 3 月 31 日まで）をもって、終了			
4	八王子市	65 歳以上の方	自己負担 4,000 円 (※1)	1 回 (※3)	○
	立川市	任意予防接種は平成 30 年度（平成 31 年 3 月 31 日まで）をもって、終了			
	昭島市	任意予防接種は平成 30 年度（平成 31 年 3 月 31 日まで）をもって、終了			
	日野市	任意予防接種は平成 30 年度（平成 31 年 3 月 31 日まで）をもって、終了			
	東大和市	任意予防接種は平成 30 年度（平成 31 年 3 月 31 日まで）をもって、終了			
	西東京市	任意予防接種は平成 30 年度（平成 31 年 3 月 31 日まで）をもって、終了			
5	瑞穂町	65 歳以上の方	3,000 円助成	1 回 (※4、6)	×
6	日の出町	65 歳以上の方	4,000 円を助成	1 回 (※3)	×
7	檜原村	65 歳以上の方	6,000 円助成	1 回	×
8	奥多摩町	65 歳以上の方	3,000 円助成 (※1)	(※7、8)	×

※共通：いずれの任意接種も、定期接種の対象となる年齢の高齢者は助成の対象とならない。
※１：生活保護受給者や中国残留邦人等支援給付の受給者等は自己負担を免除
※２：定期の接種回数と合わせて、助成が利用できる回数は生涯 2 回まで（千代田区）
※３：過去に区市の公費助成を利用した接種のほか、自費で接種したことがある方も助成の対象外（品川区、八王子市、日の出町）
※４：過去に区市町の公費助成を利用して接種したことがある方は対象外（文京区、立川市、瑞穂町）
※５：一部の対象者（内部疾患に関する障害者手帳をお持ちの方、内臓・呼吸器の病気を患っており医師が接種を必要と認めた方）は、前回接種から 5 年が経過していれば助成を利用しての再接種が可能（品川区）
※６：60～65 歳未満で「心臓・腎臓・呼吸器機能障害 1 級程度」および「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 1 級程度」の方で、過去に自費で成人用肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方も任意接種助成の対象（日野市、瑞穂町）
※７：60～65 歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に生涯を有する方も任意接種助成の対象（奥多摩町）
※８：過去 5 年以内に接種を受けていない町民であれば、2 回目以降も任意接種としての助成を利用できる（奥多摩町）

■ 2019 年度 都内区市町村における「高齢者の定期接種」の主な乗入状況

【 西多摩 8 市町村内 】
高齢者インフルエンザ を相互乗入
（成人用肺炎球菌は×）

【 武蔵野市 ⇔ 杉並区、練馬区、三鷹市、小金井市、西東京市 】
高齢者インフルエンザ を相互乗入
（三鷹市とは 成人用肺炎球菌の乗入 も実施）

【 北多摩 11 市内 】
高齢者インフルエンザ を相互乗入
（小平市、国分寺市、国立市、小金井市は 成人用肺炎球菌の乗入 も一部実施）

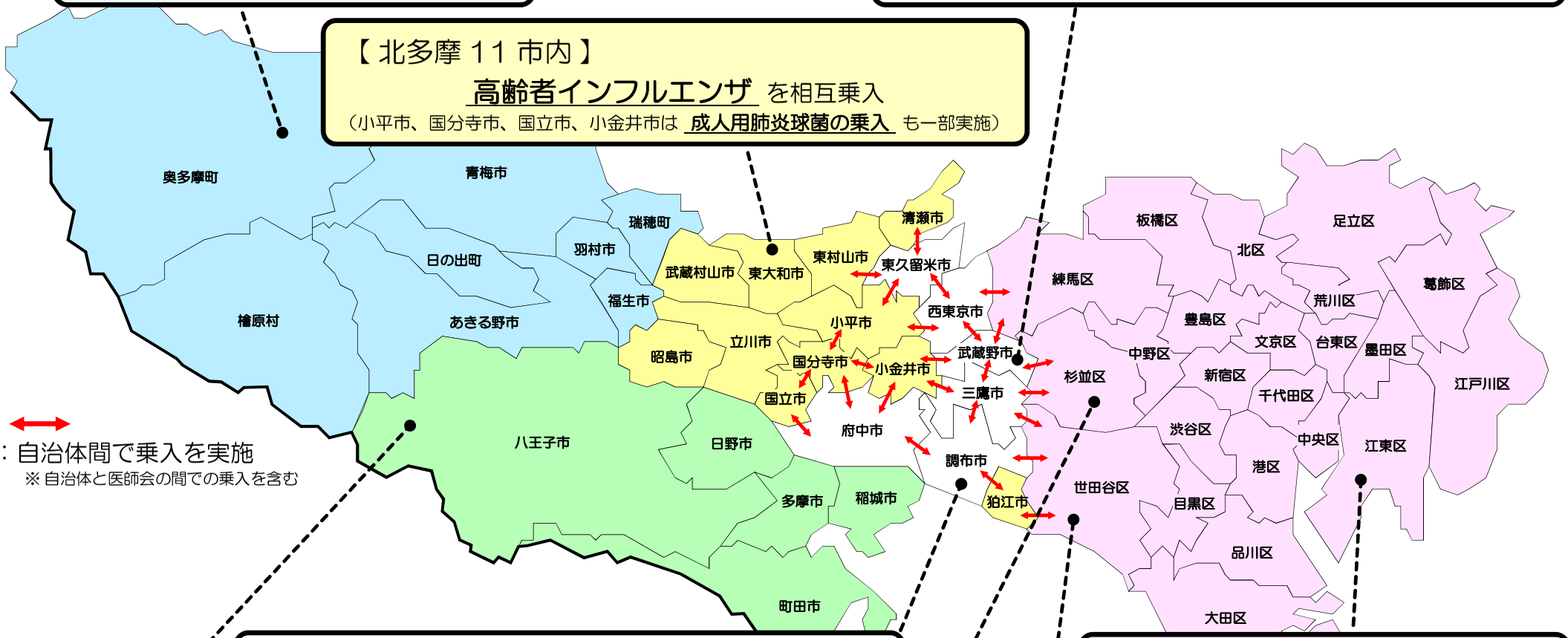

：自治体間で乗入を実施
※ 自治体と医師会の間での乗入を含む

【 調布市 ⇔ 世田谷区、府中市、三鷹市、狛江市 】
高齢者インフルエンザ を相互乗入
（三鷹市、狛江市とは 成人用肺炎球菌の乗入 も実施）

【 23 区内 】
定期接種ワクチン を相互乗入
（成人用肺炎球菌、高齢者インフルエンザ）

【 南多摩 5 市内 】
高齢者インフルエンザ を相互乗入
（成人用肺炎球菌は×）

【 杉並区 ⇔ 武蔵野市、三鷹市 】
高齢者インフルエンザ を相互乗入
（成人用肺炎球菌は×）

【 世田谷区 ⇔ 狛江市、調布市、三鷹市 】
高齢者インフルエンザ を相互乗入
（成人用肺炎球菌は×）

■ 東京都の「子ども医療費」助成制度（2019 年度）

	マル乳（義務教育就学前）					マル子（義務教育就学児、小・中学生）				
	対象年齢		所得制限	窓口負担	入院時食事	対象年齢		所得制限	自己負担	入院時食事
	入院	通院				入院	通院			
東京都	6 歳 年度末	6 歳 年度末	—	—	—	15 歳 年度末	15 歳 年度末	あり ※1	200 円 ※2	—

※1：東京都から区市町村への補助対象となる「所得制限額」は、児童手当法の所得制限と同額。
【参考】児童手当法の所得制限限度額（カッコ内は収入額の目安）
※ 一律控除の 8 万円を除いた金額で、4 人目以降は省略（計算方法は 38 万円加算／人）
扶養人数 ： 0 人＝622 万円（833.3 万円）／ 1 人＝660 万円（875.6 万円）／ 2 人＝698 万円（917.8 万円）／ 3 人＝736 万円（960 万円）
※2：自己負担は「通院 1 回につき 200 円」であるが、通院に伴う「調剤」のほか、「入院分」については全額助成となる

■ 23 区の「子ども医療費」助成制度の概要（2019 年度）

		マル乳（義務教育就学前）					マル子（義務教育就学児、小・中学生）				
		対象年齢		所得制限	窓口負担	入院時食事	対象年齢		所得制限	自己負担	入院時食事
		入院	通院				入院	通院			
1	千代田区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	18 歳 年度末※3	18 歳 年度末 ※3	—	—	—
2	中央区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	● ※4	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	● ※4
3	港区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	● ※4	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	● ※4
4	新宿区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	● ※4	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	● ※4
5	文京区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	—
6	台東区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	● ※4	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	● ※4
7	墨田区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	—
8	江東区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	—
9	品川区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	● ※4	18 歳 年度末 ※5	15 歳年度末	—	—	● ※4
10	目黒区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	● ※4	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	● ※4
11	大田区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	● ※4	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	● ※4
12	世田谷区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	● ※4	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	● ※4
13	渋谷区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	● ※4	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	● ※4
14	中野区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	—
15	杉並区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	—
16	豊島区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	● ※4	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	—
17	北区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	18 歳 年度末 ※5	15 歳年度末	—	—	—
18	荒川区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	—
19	板橋区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	—
20	練馬区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	● ※4	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	● ※4
21	足立区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	—
22	葛飾区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	—
23	江戸川区	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	● ※4	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	● ※4

※3：2011 年 4 月から、区独自に「高校生等医療費助成制度（15～18 歳の年度末）」を開始。所得制限はなく、助成は“現物給付”方式による全額助成。千代田区以外の医療機関で受診した場合等、償還払いでの対応もあり。（千代田区）
※4：入院時食事療養費は、いったん自己負担分を支払った後、領収書等とともに申請することで“償還払い”を受けることができる（中央区、港区、新宿区、台東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、豊島区、練馬区、江戸川区の 12 区。なお、豊島区はマル乳（義務教育就学前）に限る）
※5：北区は 2011 年 7 月から、品川区は 2019 年 7 月から、区独自に「高校生等の入院医療費助成（15～18 歳の年度末）」制度を開始。所得制限はなく、助成は“償還払い”方式による全額助成。

■ 多摩部の「子ども医療費」助成制度の概要（2019 年度）

		マル乳（義務教育就学前）					マル子（義務教育就学児、小・中学生）				
		対象年齢		所得制限	窓口負担	入院時食事	対象年齢		所得制限	自己負担	入院時食事
		入院	通院				入院	通院			
24	八王子市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	— ※6	200 円	—
25	立川市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	あり ※7	200 円	—
26	武蔵野市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	—
27	三鷹市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	—※13	200 円	—
28	青梅市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	—	200 円	—
29	府中市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	—
30	昭島市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	あり ※7	200 円	—
31	調布市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	—※13	200 円 ※12	—
32	町田市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	あり ※7	200 円	—
33	小金井市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	▲ ※10	200 円	—
34	小平市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	あり ※7	200 円	—
35	日野市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	あり ※7	—※8	—
36	東村山市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	あり ※7	200 円	—
37	国分寺市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	▲ ※10	200 円	—
38	国立市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	●※9	15 歳年度末	15 歳年度末	—※13	200 円	●※9
39	福生市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	—	200 円	—
40	狛江市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	あり ※7	200 円	—
41	東大和市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	あり ※7	200 円	—
42	清瀬市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	あり ※7	200 円	—
43	東久留米市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	●※9	15 歳年度末	15 歳年度末	あり ※7	200 円	—
44	武蔵村山市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	●※9	15 歳年度末	15 歳年度末	あり ※7	200 円	—
45	多摩市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	—※14	200 円	—
46	稲城市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	あり ※7	200 円	—
47	羽村市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	—	200 円	—
48	あきる野市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	あり ※7	200 円	—
49	西東京市	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	—	200 円	—
50	瑞穂町	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	あり ※7	200 円	—
51	日の出町	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	18 歳 年度末 ※11	18 歳 年度末 ※11	—	—	—
52	檜原村	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	15 歳年度末	15 歳年度末	—	—	—
53	奥多摩町	6 歳年度末	6 歳年度末	—	—	—	18 歳 年度末 ※11	18 歳 年度末 ※11	—	—	—

※6：従来、マル子については「東京都都基準」と同じ所得制限を設けていたが、2016 年 7 月から所得制限を撤廃した（八王子市）
※7：所得制限については、児童手当法にもとづく「東京都基準」と同じ
※8：2017 年 10 月から自己負担 200 円を撤廃するが、所得制限は残る。
※9：入院時食事療養費は、いったん自己負担分を支払った後、領収書等とともに申請することで“償還払い”を受けることができ（国立市、東久留米市、武蔵村山市。武蔵村山市は「マル乳」、東久留米市は「0 歳児」に限る）
※10：調布市と国分寺市は 2017 年 10 月、小金井市は 2019 年 10 月から、「小学校 3 年生修了前」までの児について所得制限撤廃。
※11：日の出町は 2011 年 4 月から、奥多摩町は 2013 年 4 月から町独自の医療費助成制度（15～18 歳の年度末）」を開始。
※12：調布市は 2016 年 10 月から住民税非課税世帯の自己負担（200 円）を撤廃。
※13：国立市は 2018 年 10 月、三鷹市と調布市は 2019 年 10 月から、小学校卒業までの所得制限を撤廃。中学生は所得制限の対象。
※14：多摩市は 2019 年 4 月からマル子の所得制限を撤廃。2018 年 6 月に条例改正。

■ 都内区市町村における「子ども医療費助成制度」の窓口負担・所得制限等の現状

東京保険医協会調べ（2019 年 7 月作成）

：窓口負担・所得制限なし（入院時食事代の補助あり）　※「豊島区」の入院食事代の補助は“マル乳”のみ（マル子は×）

：窓口負担・所得制限なし

：窓口負担なし・所得制限あり

：窓口負担 200 円あり・所得制限なし
※「国分寺市」と「調布市」は 2017 年 10 月から “小学校３年生修了前”まで所得制限なし。
※「国立市」は“入院時食事代の補助あり”。

：窓口負担 200 円・所得制限の両方あり　※「東久留米市」、「武蔵村山市」は、マル乳のみ“入院時食事代の補助あり”

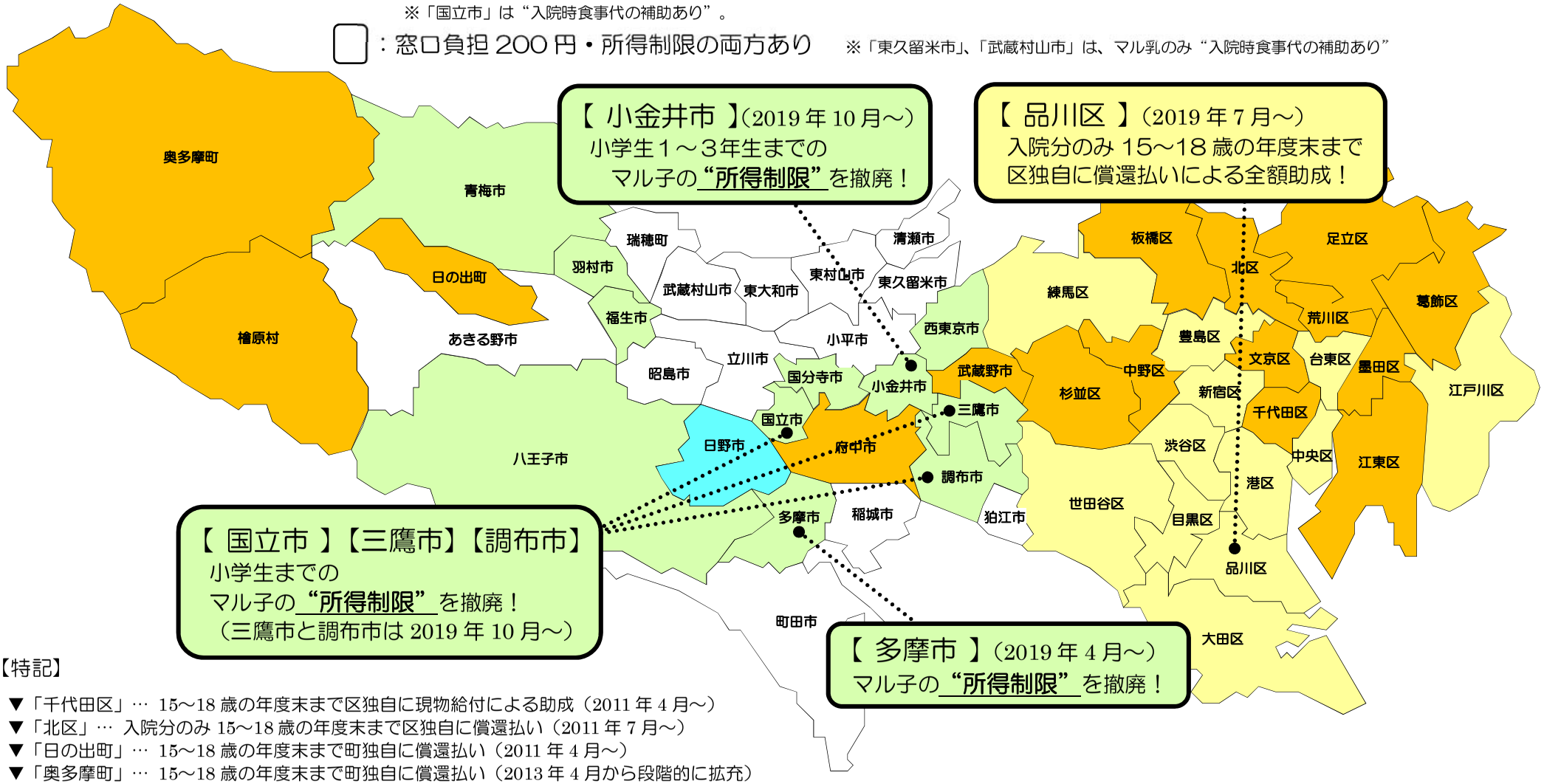

【特記】

▼「千代田区」… 15～18 歳の年度末まで区独自に現物給付による助成（2011 年 4 月～）
▼「北区」… 入院分のみ 15～18 歳の年度末まで区独自に償還払い（2011 年 7 月～）
▼「日の出町」… 15～18 歳の年度末まで町独自に償還払い（2011 年 4 月～）
▼「奥多摩町」… 15～18 歳の年度末まで町独自に償還払い（2013 年 4 月から段階的に拡充）

別紙1

乳幼児等医療費に対する援助の実施状況

（平成30年４月１日現在）

1. 都道府県における実施状況

（単位：都道府県）

対象年齢	通　院	入　院
実施都道府県数計	47	47
4歳未満	3	1
5歳未満	1	0
就学前	25	20
9歳年度末	3	1
12歳年度末	4	6
15歳年度末	8	16
18歳年度末	2	2
その他（※）	1	1

所得制限	通　院	入　院
所得制限なし	17	18
所得制限あり	29	28
その他（※）	1	1

一部自己負担	通　院	入　院
自己負担なし	9	12
自己負担あり	37	34
その他（※）	1	1

（※）交付金のため、対象年齢・所得制限・一部自己負担に関する規定なし。
　　交付金の規模は12歳年度末までに相当。

◎都道府県別の詳細は別紙2参照

2. 市区町村における実施状況

（単位：市区町村）

対象年齢	通　院	入　院
実施市区町村数計	1,741	1,741
就学前	81	7
7歳年度末	2	0
9歳年度末	10	2
12歳年度末	96	61
15歳年度末	1,007	1,082
18歳年度末	541	586
20歳年度末	2	2
22歳年度末	1	1
その他（※）	1	0

（※）就学前及び第三子以降については15歳年度末に到達するまで。

所得制限	通　院	入　院
所得制限なし	1,494	1,495
所得制限あり	247	246

一部自己負担	通　院	入　院
自己負担なし	1,089	1,188
自己負担あり	652	553

◎市区町村別の詳細は別紙3参照

厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ

別紙2

都道府県における乳幼児等医療費援助の実施状況

都道府県名	対象年齢		所得制限		一部自己負担	
	通 院	入 院	通院	入院	通院	入院
北 海 道	就学前	12歳年度末	有	有	有	有
青 森 県	就学前	就学前	有	有	有	有
岩 手 県	就学前	12歳年度末	有	有	有	有
宮 城 県	就学前	就学前	有	有	無	無
秋 田 県	15歳年度末	15歳年度末	有	有	有	有
山 形 県 ※1	9歳年度末	15歳年度末	無	無	有	有
福 島 県 ※2	18歳年度末	18歳年度末	有	有	有	有
茨 城 県	12歳年度末	15歳年度末	有	有	有	有
栃 木 県 ※3	12歳年度末	12歳年度末	無	無	有	有
群 馬 県	15歳年度末	15歳年度末	無	無	無	無
埼 玉 県	就学前	就学前	有	有	有	有
千 葉 県	9歳年度末	15歳年度末	有	有	有	有
東 京 都 ※4	15歳年度末	15歳年度末	有	有	有	無
神 奈 川 県 ※5	就学前	15歳年度末	有	有	有	有
新 潟 県 ※6	－	－	－	－	－	－
富 山 県 ※7	4歳未満	就学前	有	有	有	有
石 川 県	4歳未満	就学前	有	有	有	有
福 井 県	9歳年度末	9歳年度末	無	無	有	有
山 梨 県	5歳未満	就学前	無	無	無	無
長 野 県	就学前	15歳年度末	無	無	有	有
岐 阜 県	就学前	就学前	無	無	無	無
静 岡 県	15歳年度末	15歳年度末	有	有	有	有
愛 知 県	就学前	15歳年度末	無	無	無	無
三 重 県	12歳年度末	12歳年度末	有	有	無	無
滋 賀 県	就学前	就学前	無	無	無	無
京 都 府	15歳年度末	15歳年度末	無	無	有	有
大 阪 府	就学前	就学前	有	有	有	有
兵 庫 県	15歳年度末	15歳年度末	有	有	有	有
奈 良 県	15歳年度末	15歳年度末	有	有	有	有
和 歌 山 県	就学前	就学前	有	有	無	無
鳥 取 県	18歳年度末	18歳年度末	無	無	有	有
島 根 県	就学前	就学前	無	無	有	有
岡 山 県	就学前	12歳年度末	有	有	有	有
広 島 県	就学前	就学前	有	有	有	有
山 口 県 ※8	就学前	就学前	有	有	有	有
徳 島 県	15歳年度末	15歳年度末	有	有	有	有
香 川 県	就学前	就学前	有	有	無	無
愛 媛 県	就学前	就学前	無	無	有	無
高 知 県 ※9	就学前	就学前	有	有	有	有
福 岡 県	12歳年度末	12歳年度末	有	有	有	有
佐 賀 県	就学前	就学前	無	無	有	有
長 崎 県	就学前	就学前	無	無	有	有
熊 本 県	4歳未満	4歳未満	有	有	有	有
大 分 県	就学前	15歳年度末	無	無	有	有
宮 崎 県	就学前	就学前	有	無	有	有
鹿 児 島 県 ※10	就学前	就学前	有	有	有	有
沖 縄 県 ※11	就学前	15歳年度末	無	無	有	無

※1　所得税非課税世帯、3歳未満及び第3子以降は一部自己負担なし。

※2　市町村への補助対象年齢は、小学校就学前及び小学校4年から18歳年度末まで。

※3　未就学児は一部自己負担なし。

※4　乳幼児は一部自己負担なし。

※5　4歳未満は一部自己負担なし。

※6　交付金のため、対象年齢・所得制限・一部自己負担に関する規定なし。
交付金の規模は12歳年度末までに相当。

※7　乳児については一部自己負担なし。

※8　3歳未満は一部自己負担なし

※9　・乳児は所得制限及び一部自己負担なし。
・幼児はH24改正前政令児童手当所得制限に準拠し、市町村民税非課税世帯は一部自己負担なし。
扶養する子どもの第3番目以降の幼児は就学前まで一部自己負担なし。

※10　市町村民税非課税世帯は一部自己負担なし。

※11　3歳未満は一部自己負担なし。

厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ
（平成30年4月1日現在）

別紙3

乳幼児等医療費に対する援助の実施状況調査（市区町村用）（平成30年4月1日時点）

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通 院	入 院	通院	入院	通院	入院
東京都	1	千代田区	18歳年度末	18歳年度末	－	－	－	－
東京都	2	中央区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	3	港区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	4	新宿区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	5	文京区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	6	台東区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	7	墨田区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	8	江東区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	9	品川区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	10	目黒区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	11	大田区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	12	世田谷区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	13	渋谷区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	14	中野区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	15	杉並区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	16	豊島区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	17	北区	15歳年度末	18歳年度末	－	－	－	－
東京都	18	荒川区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	19	板橋区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	20	練馬区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	21	足立区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	22	葛飾区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	23	江戸川区	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	24	八王子市	15歳年度末	15歳年度末	－	－	○	－
東京都	25	立川市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	26	武蔵野市	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	27	三鷹市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	28	青梅市	15歳年度末	15歳年度末	－	－	○	－
東京都	29	府中市	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	30	昭島市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	31	調布市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	32	町田市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	33	小金井市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	34	小平市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	35	日野市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	－	－
東京都	36	東村山市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	37	国分寺市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	38	国立市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	39	福生市	15歳年度末	15歳年度末	－	－	○	－
東京都	40	狛江市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	41	東大和市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	42	清瀬市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	43	東久留米市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	44	武蔵村山	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	45	多摩市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	46	稲城市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	47	羽村市	15歳年度末	15歳年度末	－	－	○	－
東京都	48	あきる野市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	49	西東京市	15歳年度末	15歳年度末	－	－	○	－
東京都	50	瑞穂町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	51	日の出町	18歳年度末	18歳年度末	－	－	－	－
東京都	52	檜原村	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	53	奥多摩町	18歳年度末	18歳年度末	－	－	－	－
東京都	54	大島町	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	55	利島村	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	56	新島村	18歳年度末	18歳年度末	－	－	－	－
東京都	57	神津島村	18歳年度末	18歳年度末	－	－	－	－
東京都	58	三宅村	15歳年度末	15歳年度末	○	○	－	－
東京都	59	御蔵島村	15歳年度末	15歳年度末	－	－	－	－
東京都	60	八丈町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	－	－
東京都	61	青ケ島村	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－
東京都	62	小笠原村	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	－

妊産婦医療費助成制度
（妊娠中毒症医療費助成制度又は妊娠中毒症等療養援護を除く）

2019年6月23日現在 （自治体ホームページから保団連地域医療対策部会集約）

都道府県	実施主体	対象	自己負担金	所得制限	給付方法	入院食事
北海道	せたな町	母子健康手帳公布月の初日から出産月の翌月末	医療費の1割 月額上限（通院9,000円、入院28,800円）	なし	償還払い	×
青森県	国保（全県）	国民健康保険加入者で、妊娠届出受理日から出産の翌月末の外来医療費（入院は対象外）	なし	なし	現物給付	×
岩手県	全県	妊娠5ヶ月目の月の初日から出産月の翌月末	月額上限（通院1,500円、入院5,000円） ※監護者又は本人市町村民税非課税の場合は自己負担無し	監護者又は本人の所得。児童扶養手当準用（国基準に80万円上乗せ）	現物給付	×
秋田県	小坂町	母子手帳交付の翌月1日から出産の翌月末	なし（助成上限5万円）	なし	償還払い	×
福島県	喜多方市	国保加入者で妊娠5ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物給付	×
	二本松市	国保加入者で妊娠4ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物給付	×
	金山町	国保加入者で妊娠4ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物給付	×
	昭和村	国保加入者で妊娠4ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物給付	×
	小野町	妊娠4ヶ月目の初日から出産月の翌月末日まで	なし	なし	償還払い	×
	塙町	妊娠5ヶ月目の翌月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	国保現物 社保償還	○
	富岡町	国保加入者で妊娠5ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物給付	×
	鮫川村	国保加入者で妊娠5ヶ月目の翌月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物給付	×
	西郷村	国保加入者で妊娠5ヶ月目の翌月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物給付	×
	田村市	妊娠4ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	国保現物 社保償還	×
	西会津町	妊娠5ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物給付	×
	磐梯町	国保加入者で妊娠5ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物給付	×
	会津坂下町	国保加入者で妊娠4ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物給付	×
	湯川村	妊娠5ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物給付	×
	柳津町	国保加入者で妊娠5ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	現物給付	×
	三島町	国保加入者で妊娠4ヶ月目の月の初日から出産月の末日まで	なし	なし	なし	×
栃木県	全県	母子健康手帳交付月の初日から、出産月の翌月末	月額上限（通院500円、入院500円）	なし	償還払い	×
茨城県	全県	母子健康手帳交付月の初日から、出産月の翌月末。ただし、妊娠の継続と安全な出産のために治療が必要となる疾病または負傷で、産科・婦人科受診分のみ	通院1日600円、月2回まで 入院1日300円、月3000円限度	本人及び配偶者の所得が扶養親族数0人で622万円以下	現物給付	○
新潟県（次頁有）	新潟市	母子健康手帳公布日から出産月の翌月末	通院1日530円、月4回 入院1日1200円	住民税非課税	現物給付	×
	阿賀野市	母子健康手帳公布日から出産月の翌月末	通院1日530円、月4回 入院1日1200円	住民税非課税	償還払い	×
	長岡市	母子健康手帳公布日の翌月から出産月の翌月末	通院1日530円、月4回 入院1日1200円	住民税非課税または所得割が非課税世帯	現物給付	×
	妙高市	登録申請日から出産月の翌月末	通院1日530円、月4回 入院1日1200円	所得割が非課税世帯	償還払い	×
	新発田市	母子健康手帳公布日から出産月の翌月末	通院1日530円、月4回 入院1日1200円	1日1200円	現物給付	×
	柏崎市	母子健康手帳公布の翌月から出産月の翌月末	通院1日530円、月4回までと、入院1日1200円を引いた一部負担金の2分の1を助成	なし	償還払い	×
	上越市	母子健康手帳公布日から出産月の翌月末	2019年9月より、一部負担なし	住民税非課税	償還払い	×
	胎内市	母子健康手帳公布日から出産月の翌月末	通院1日530円、月4回 入院1日1200円	児童手当給付基準準拠	償還払い	低所得者○
	燕市	母子健康手帳公布日から出産月の翌月末	なし	なし	償還払い	低所得者○
	三条市	登録申請日から出産月の翌月末	通院1日530円、月4回までと、入院1日1200円を引いた一部負担金の2分の1を助成	なし	償還払い	×

都道府県	実施主体	対象	自己負担金	所得制限	給付方法	入院食事
新潟県（前頁有）	糸魚川市	母子健康手帳公布日から出産月の翌月末	通院1日530円、月4回 入院1日1200円	なし	償還払い	×
	見附市	母子健康手帳公布日から出産月の翌月末	通院1日530円、月4回までと、入院1日1200円を引いた一部負担金の2分の1を助成	なし	償還払い	×
	十日町市	母子健康手帳公布日から出産月の翌月末	通院1日530円、月4回 入院なし	なし	償還払い	低所得者○
	魚沼市	登録申請日から出産月の翌月末	なし	なし	償還払い	×
	南魚沼市	母子健康手帳公布日から出産月の翌月末	なし	なし	償還払い	×
	田上町	母子健康手帳公布日から出産月の翌月末	通院1日530円、月4回 入院1日1200円	なし	償還払い	×
	刈羽町	登録申請日の翌月から出産月の翌月末	通院1日530円、月4回までと、入院1日1200円を引いた一部負担金の2分の1を助成	なし	償還払い	×
	出雲崎町	母子健康手帳公布日の翌月から出産月の翌々月末	なし	なし	償還払い	×
	湯沢町	妊娠証明を受けた翌日から出産月の翌月末	通院1日530円 入院1日1200円	なし	償還払い	×
	津南町	母子健康手帳公布日の翌日から出産月の翌月末	通院1日530円、月4回 入院1日1200円	なし	償還払い	×
	阿賀町	妊娠届出月の翌月初日から出産月の翌月末	通院1日530円、月4回 入院1日1200円	なし	償還払い	×
富山県	全県	妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患及び切迫早産に罹患している妊産婦で、妊産婦医療費受給資格登録申請書受理日の属する月の初日から出産月の翌月末	なし	**児童手当法特例給付準用**	**現物給付**	×
石川県	能美市	母子健康手帳交付後～出産の翌月末日までのうち、出産のための入院を除いた期間で、妊娠に伴い生じた疾病によるものと医師が証明した分	なし	なし	償還払い	×
		出産のための入院期間については、保険診療が発生し、出産費用が出産育児一時金を上回った場合（医療機関の証明は不要）	なし	なし	償還払い	×
	志賀町	妊娠～出産の翌月末までで、出産のための入院を除いた期間で、妊娠に伴い生じた疾病（妊娠高血圧・妊娠糖尿・貧血・産科出血・心疾患・切迫早産など医師が妊娠に伴う疾病と認めたもの）	なし	なし	償還払い	×
		出産のための入院期間については、保険診療が発生し、出産費用が出産育児一時金を上回った場合（医療機関の証明は不要）	なし	なし	償還払い	×
長野県	飯山市	母子手帳の交付を受けた月の初日から出産した月の翌月の末日まで	月額上限500円（レセプト単位）	なし	償還払い	×
	佐久市	母子手帳交付日の月の初日から出産（流産、死産含む）した月の翌月	月額上限500円（レセプト単位）	なし	償還払い	×
	軽井沢町	母子手帳交付日から産後60日まで	月額上限500円（レセプト単位）	なし	償還払い	×
	南牧村	母子健康手帳の交付を受けた月の初日から出産した月の翌月末日ま	月額上限300円（レセプト単位）	なし	償還払い	×
	立科町	母子健康手帳交付時より出産日の属する月の翌月末日まで	月額上限500円（レセプト単位）	なし	償還払い	×
	大桑村	妊娠の届が受理された日の属する月の初日から出産後1年に達する月の末日まで	月額上限500円（レセプト単位）	なし	償還払い	×
愛知県	東海市	母子健康手帳公布日から出産の前日まで。ただし産婦人科受診分	なし	なし	市内現物、市外	×
三重県	津市	妊娠5カ月以上の妊産婦で、出産した月の翌月末	通院1月1,500円 入院1月1,500円	本人及び配偶者の所得が扶養親族数0人で622万	償還払い	×
福井県	おおい町	母子健康手帳公布日から出産月の翌々月末	なし	なし	償還払い	○
和歌山県	印南町	妊娠届受理日から出産完了日	なし	なし	償還払い	×
岡山県	矢掛町	母子健康手帳の交付月の初日から出産月の翌月の末	1人につき、8万円まで助成	なし	償還払い 8万円限	×
大分県	臼杵市	母子健康手帳の交付月の初日から出産月の翌月の末	なし	なし	償還払い	○

※網掛けは、疾患又は受診科に制限があるもの。
※上記以外に、低所得者（前年分の所得税の世帯課税額年3万円未満）を対象に、「妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患に罹患している妊産婦の入院医療（入院7日以上21日以内まで）」について、「妊娠中毒症等医療費助成制度（医療保険の自己負担分を支給する）」又は「妊娠中毒症等療養援護（治療内容による加算額が援護費として支給される）」が多くの自治体で実施されているが、自治体によって実施内容が異なる。
これは、1997年3月まで国の制度として実施していた「妊娠中毒症等療養援護」が同年4月から一般財源化されたことによる。